

港長公示第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月18日

関門港長



関門港小倉区砂津泊地における航泊の禁止について

関門港小倉区砂津泊地において、花火行事が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和6年8月2日（金）午後7時50分から午後9時10分までの間

ただし、午後9時10分以前に行事終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区域（航泊禁止区域略図参照）

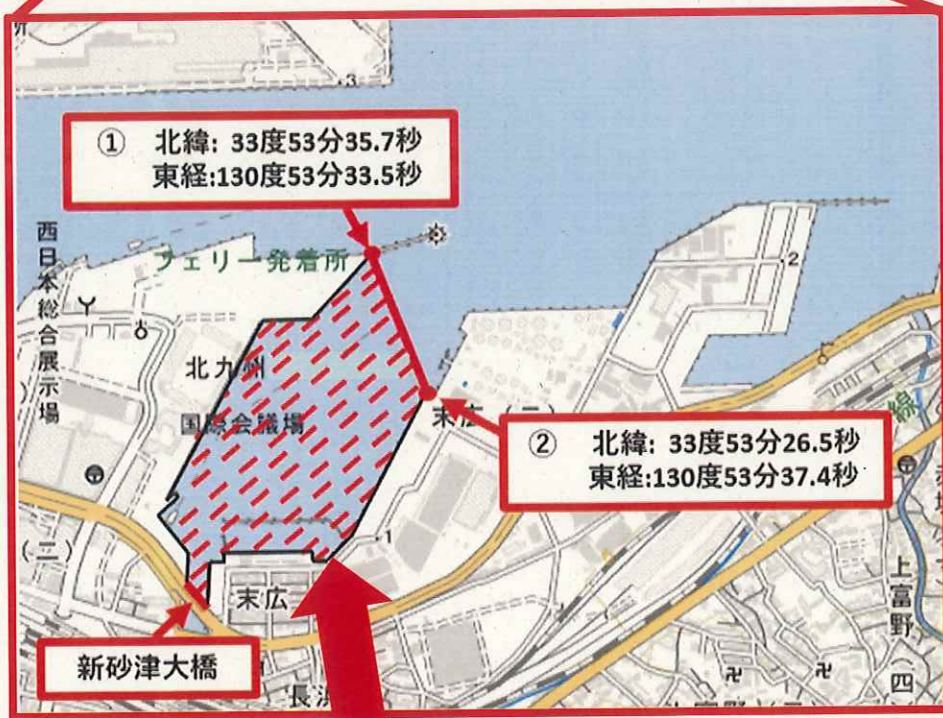
次の各地点を結んだ線及び新砂津大橋以北の陸側に囲まれた海域

- ① 北緯33度53分35.7秒 東経130度53分33.5秒
- ② 北緯33度53分26.5秒 東経130度53分37.4秒

3 備考

- ① 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。
- ② 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図



航泊禁止区域

次の各地点を結んだ線及び新砂津大橋以北の陸側に囲まれた海域

- ① 北緯33度53分35.7秒 東経130度53分33.5秒
- ② 北緯33度53分26.5秒 東経130度53分37.4秒